

サラリーマン家庭でも

確定申告すれば、 お金が戻ってくる!

こともある

会社に勤めていると、会社が年末調整をしてくれる場合が多いので、特別なことがない限り確定申告をすることはないでしょう。でも、余分に税金を納めていることはないでしょうか？税制上決められている控除をきちんと受けているでしょうか？今回は、確定申告をして、納め過ぎている税金を取り戻す方法を考えてみました。



確定申告 Q&A

確定申告ってなに？

確定申告とは、正しい税金の額を割り出すために、1年間（1月1日から12月31日まで）に得た所得を正しく計算して申告することです。税金を納め過ぎていればお金が戻ってきます（還付）。納めるべき税金が不足している場合は追加して納めます。この作業をサラリーマンの場合は会社が肩代わりしてくれています。

給与からすでに税金が支払われているって本当？

会社に勤めているサラリーマンやパートタイマーは、会社が個人に代わって、その年に支払うであろう給与から税金を割り出し、月々給与から差し引いて、支払っています。これを源泉徴収といいます。

サラリーマンの年末調整ってなに？

年末には1年間でどれだけの所得を得たかがハッキリします。そこで、本来の所得額に対する税金とそれまで支払った税金の過不足分を精算するのが年末調整です。

確定申告用紙はどこでもらえるの？

確定申告用紙は税務署でもらえます。医療費控除などの用紙も準備されています。申告書の書き方は、添付書類の記載例を見ながら自分で記入します。支払調書（源泉徴収票）、自分で集めた領収書などを揃えておきましょう。わからないところは、税務署の相談窓口に見れば教えてもらえます。（国税庁HPより用紙を出力して使用することもできます。）

確定申告書の提出時期は？

税務署では土・日・祝日の受付は行わないので、24年分提出時期は2月18日（月）～3月15日（金）までです。それ以前でも相談に応じてもらえます。還付申告は、5年前までさかのぼって申告できます。提出方法は、持参、郵送、インターネット送信の3つの方法があります。

還付金はいつごろ戻るの？

3月15日までに申告すれば1カ月から2カ月くらいで、納め過ぎた税金は指定口座に振り込まれます。

ここ1年で、 こんなことはなかった？

医療費控除、雑損控除、寄付金控除は、
自分で申告すれば、税金が戻ることがあります。

病院にかかった

源泉徴収された
税金が戻る…？

ふるさと納税をした

…etc.

医療費控除のポイント

- 「生計を一（いつ）にしている家族」の分をまとめて申告することができます。離れて暮らしていても仕送りなどして生計を一にしているなら合算できます。同居していても生計が別なら合算はできません。
- 収入のある家族ならだれが申告してもいいのですが、その中の、もっとも所得の多い家族が申告するほうが、税率が高いので、戻ってくるお金は多くなります。
- 医療費控除に当てはまるのに、控除の申告をしていなかった場合は、5年前にさかのぼって申告することができます。
- 計算方法：
支払った医療費について、健康保険（出産一時金、高額療養費など）や生命保険などで補填されたときには、その分を差し引いて計算します。ただし、傷病手当や出産手当は収入補填のために支払われるのであり、差し引く必要はありません。

戻ってくる
金額(目安額) = 医療費控除額 × 税率
所得によって異なる(下表参照)

(医療費－保険などの補填費)－10万円 または 所得の5%
どちらか少ない額

所得税の限界税率

課税所得金額	税率
1000円～ 194万9000円まで	5 %
195万円～ 329万9000円まで	10%
330万円～ 694万9000円まで	20%
695万円～ 899万9000円まで	23%
900万円～1799万9000円まで	33%
1800万円以上	40%

家族で1年間(※)に支払った医療費が10万円を超える場合は、確定申告をすると、払った税金の一部を戻してくれます。所得が200万円以下の場合、所得の5%を超えた額が控除の対象になります。医療費として認められるのは、治療にかかった費用、医師の指示による費用であり、予防や人間ドック等の検査費用、美容・健康目的の医療費用は認められません。領収書はなくさずにとっておきましょう。医療費明細書に添付する必要があります。 ※1月1日～12月31日の期間

医療費控除の還付



医療費として認められる主な費用の例

通院や入院

- 診療費・治療費・薬の購入費
- 入院の部屋代・食事代
- 通院の交通費
- 医師の送迎費用
- 医療用機器の購入費用・レンタル費用
- 医療用のマッサージや鍼灸
- 義手・義足・松葉づえの購入
- 入院中の家族以外の付添人の報酬や負担金など

妊娠・出産

- 妊娠中の定期検診費・交通費
- 出産入院時のタクシー代
- 分娩費用・入院費用・食事代
- 不妊治療の費用・人工授精の費用など

歯科

- 診療費・治療費
- 子どもの歯の矯正
- 金歯などの被せものの費用
- 入れ歯（義歯）など

眼科

- 診療費・治療費
- レーシック
- 治療目的の弱視・斜視・変性近視用のコンタクトレンズや眼鏡など

介護

- 介護保険制度の施設や居宅サービスの自己負担金
- 6か月以上の寝たきりで医療を受けているときの
おむつ代（医師のおむつ使用証明書が必要）など



医療費として認められない主な費用の例

健康予防

- 健康増進費用（サプリ、エステ、スポーツクラブ）
- 予防薬（うがい薬、予防接種）
- 体調を整えるマッサージ費用
- 健康診断費用など

通院や入院

- 自家用車通院のガソリン代など
- 差額ベッド代（本人都合の場合）
- 入院中のテレビなどのレンタル
- 親族に支払う介護や世話の費用
- 美容目的の整形美容手術費など

妊娠や出産

- 妊娠判定薬
- 里帰り出産の帰省費用

育児用品など

歯科

- 歯石除去・ホワイトニング
- 美容矯正歯科など

眼科

- 近視・乱視・遠視用コンタクトレンズなど

介護

- 介護用ベッド
- おむつ
- 補聴器の費用など

なお、還付金を受け取るまでには、税務署に行く交通費やその時間、また書類作成の時間などもかかります。この費用と手間を考えて、申告を検討してみましょう。

こんなケースも申告すればお金が戻る

災害 (火災・地震・台風・水害・シロアリ被害など)	災害による資産の損害を受けたときは雑損控除により一定金額の所得控除を受ける方法と、災害減免法により所得税の一部が軽減され、還付される方法とがあり、いずれか有利な方法を選ぶ。
盗難	日常生活に必要な資産の盗難に関しては雑損控除により還付される。
中途退職	年の途中で退職した場合、年末調整をしていないので、社会保険料控除や生命保険料控除・個人年金保険料控除・介護医療保険料控除・地震保険料控除などを自分で申告をすれば還付を受けることができる。
寄付	国や地方公共団体、社会福祉法人、認定NPO法人、特定公益増進法人や政党などに寄付をした場合、寄付金控除または寄付金特別控除を受けられる。

ふるさと寄付金控除の還付

ふるさと納税に対しては、ふるさと寄付金控除があります。生まれ育った故郷や地域を大事にしたい、貢献したいという気持ちに応えるために、2000円を超える寄付に対して控除され、所得税や住民税が軽減されます。

東日本大震災に対する義援金はふるさと寄付金を活用できます。被災地の県や市町村への直接の寄付や、日本赤十字社・中央共同募金会・日本政府などに義援金として寄付した場合は、所得税と個人住民税の控除が受けられます。

控除を受けるには送付先と領収書が重要です。例えば募金箱に1万円入れても送付先の領収書がないため適用できません。

資料：総務省「ふるさと寄付金など個人住民税の寄付金税制」
http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/080430_2_kojin.html



学生アルバイト
年収が130万円以下の場合、
納め過ぎた源泉徴収税が還付される

その年の年収が130万円以下で勤労による所得のみなら、税金を申告すれば源泉徴収分が全額戻ってきます。アルバイト収入から給与所得控除65万円、基礎控除38万円、勤労学生控除27万円（収入が130万円以下の場合のみ）を差し引いたものがゼロまたはゼロ以下ならば非課税になるからです。

ただし、アルバイト収入が103万円を超えると、親の扶養控除から外れ、親の税金が増えます。また、130万円を超える
と、勤労学生控除はなくなり、社会保険料（年金や健康保険料など）は学生の自己負担になります。注意が必要です。

※今回は主な控除ケースや費用の例を紹介しています。詳しくは国税庁ホームページ、最寄りの税務署などでご確認ください。



生命保険料控除額の計算方法 平成24年分の所得税から適用

1 平成24年1月1日以後に締結した保険契約（新契約）等に係る保険料の場合

一般生命保険料・個人年金保険料・介護医療保険料についてそれぞれ次の表の計算式に当てはめて計算した金額の合計額が生命保険料控除額です（最高12万円）。

■ 平成24年以降に加入の生命保険料控除（所得税）

区分	年間払込保険料	控除額
一般生命保険料 個人年金保険料 介護医療保険料（新設）	2万円以下	払込保険料全額
	2万円超4万円以下	（年間払込保険料×1/2）+1万円
	4万円超8万円以下	（年間払込保険料×1/4）+2万円
	8万円超	一律4万円

2 平成23年12月31日以前に締結した保険契約（旧契約）等に係る保険料の場合

一般生命保険料・個人年金保険料についてそれぞれ次の表の計算式に当てはめて計算した金額の合計額が生命保険料控除額です（最高10万円）。

■ 平成23年までに加入の生命保険料控除

区分	年間払込保険料	控除額
一般生命保険料 個人年金保険料	2.5万円以下	払込保険料全額
	2.5万円超5万円以下	（年間払込保険料×1/2）+1.25万円
	5万円超10万円以下	（年間払込保険料×1/4）+2.5万円
	10万円超	一律5万円

3 平成23年12月31日以前に締結した保険契約（旧契約）等に係る保険料等と
平成24年1月1日以後に締結した保険契約（新契約）等に係る保険料等の双方の場合

旧契約と新契約の双方の保険料等について、生命保険料控除の適用を受ける場合の控除額は、それぞれ次の表の計算式に当てはめて計算した金額の合計額となります。

区分	控除額	控除額上限
一般生命保険料 個人年金保険料 介護医療保険料（新契約）	①上記 1 の計算式により計算した金額 + ②上記 2 の計算式により計算した金額	各区分上限4万円 合計12万円

生命保険料控除が
変わります！

平成24年以降

「生命保険料控除」とは、納税者が1月1日～12月31日の間に、生命保険料や個人年金保険料として支払った年間払込保険料（※1）に対し、年末調整や確定申告をすることで受けることができる一定金額の所得控除（※2）のことです。

税制改正により、平成24年以降、

従来の「一般生命保険料控除」「個人年金保険料控除」に加えて、「介護医療保険料控除」が新設されます。

※1 その年に支払った金額から、その年に受けた剰余金や割戻金を差し引いた残りの金額です。
※2 所得控除とは、課税対象となる所得を少なくするもので、保険料を支払った分そのまま税金が安くなるわけではありません。

CO・OP共済の生命保険料控除はどう変わる？ 税制改正により、新制度の適用対象となる契約について

2012年1月1日以降締結された契約が対象となります。契約締結日とは「申込日」です（発効日ではありません）。



1年ごとの自動更新のため、2012年1月から12月の間に旧契約から新契約に切り替わります。
よって、《たすけあい》既契約については、旧契約部分掛金①「一般生命保険料控除」、新契約掛金部分の②「一般生命保険料控除」+③「介護医療保険料控除」、の計3枚の証明書が発行されます。

■ 加入コース：V1000円コース、初回発効日：2006年4月27日、満期日：2023年4月30日 の場合											
1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
旧契約			新契約								
①一般生命保険料控除			②一般生命保険料控除 + ③介護医療保険料控除								

なお、《たすけあい》は9月から掛金内訳の改定が行われますので、1～8月と9～12月までの月ごとの控除対象金額が異なるコースがありますので、ご注意ください。



下の表のように共済掛金払込証明書が発行されます。

2011年12月31日以前申込契約 （終了日まで旧契約の扱い）	《ずっとあい》終身生命 《ずっとあい》終身医療 …「一般生命保険料控除」（旧）
2012年1月1日以後申込契約 （新契約の扱い）	《ずっとあい》終身生命…「一般生命保険料控除」（新） 《ずっとあい》終身医療…「介護医療保険料控除」（新）



下の表のように共済金払込証明書が発行されます。

※加入者が80歳以上の《あいぶらす》契約は1年ごとの自動更新のため、《たすけあい》と同じ扱いになります。

2011年12月31日以前申込契約 （満期日まで旧契約の扱い）	「一般生命保険料控除」（旧）
2012年1月1日以後申込契約 （新契約の扱い）	「一般生命保険料控除」（新） 「介護医療保険料控除」（新）※がん特約・入院特約付帯の場合
2012年中に 満期更新・更改された契約 （旧契約と新契約）	「一般生命保険料控除」（旧） 「一般生命保険料控除」（新） 「介護医療保険料控除」（新）※がん特約・入院特約付帯の場合

旧契約と新契約が混在する場合の控除申請について

2012年の年末調整または確定申告の際は、新契約の控除制度（前項 1）、旧契約の控除制度（前項 2）、新旧契約双方の控除制度（前項 3）のうちいずれかを選ぶことになります。どの制度を選べば控除額が最も多くなるかは実際に試算してみなければ正確には分かりません。しかし、新契約の控除額が各4万円限度ということから、旧契約の掛金（保険料）控除額が4万円以上あれば旧契約の控除制度（前項 2）を選ぶと控除額が多くなります。旧契約の掛金（保険料）控除額が4万円未満であれば新旧契約双方の控除制度（前項 3）を選ぶというのが選択の目安になりそうです。

CO・OP共済の控除証明書は、《たすけあい》《あいぶらす》は9月下旬から10月中旬、《ずっとあい》は10月中旬にお届けしています。

次号(3月号)テーマ

現代ペット事情



共済金の請求忘れはありませんか!? 共済金お支払い事例から



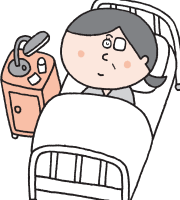
事故(ケガ)通院 幼児・男子



幼稚園の庭で転び手首を骨折した。

通院日数 8日
コース J1000円コース
共済金 31,000円(固定具含む)

病気入院 60代・女性



白内障

入院日数 3日
コース L3000円コース
共済金 90,000円
(女性特定病気入院・手術含む)

■事故(ケガ)通院でお役に立てた事例

加入コース	年齢	性別	ケガの内容	通院日数	お支払い金額
J1000円コース	幼児	女子	花火が落ちて左足をやけどした。	2日	4,000円
J2000円コース	幼児	男子	自転車と壁に衝突しあごに傷をおった。	2日	6,000円
V1000円コース	30代	女性	子どもを抱き上げた時にバランスを崩して腰をねんざした。	3日	3,000円
L2000円コース	50代	女性	調理中、魚の背ビレが指に刺さった。	3日	3,000円

※固定具について、骨折などによりギブス等で固定していた場合は、「通院していない日×0.5」が通院日数に加算される場合があります。

●2012年7月《たすけあい》お支払いデータより ●お支払い事例はあくまで例です。実際のお支払いはケースによって異なります。

■病気入院でお役に立てた事例

加入コース	年齢	性別	病名	入院日数	お支払い金額
L2000円コース	40代	女性	子宮頸(部)の異形成	3日	64,000円 (女性特定病気入院・手術含む)
L3000円コース	50代	女性	子宮体がん	19日	190,000円 (女性特定病気入院含む)
V2000円コース	50代	男性	喉頭がん	36日	260,000円 (手術含む)
V1000円コース	50代	男性	胃がん	33日	66,000円

※コープ共済連の定める支払い対象手術を受けられた場合には、手術共済金を合算してお支払いしています。

なるほどQ&A CO・OP共済

CO・OP共済に関する様々な疑問にお答えします

Q 共済金には税金がかかりますか？

A 死亡に関する共済金には税金がかかります。共済契約者、被共済者、および受取人の関係によって、下表のように死亡共済金にかかる税金が異なります。詳しくは税務署へのご相談をお勧めします。なお、重度障害共済金、リビングニーズ共済金、各入院共済金、各手術共済金などには税金はかかりません。

【参考】《ずっとあい》終身生命の死亡共済金に課税される税金の種類

契約形態の例	共済契約者(借主/借主)	被共済者(死亡)	受取人	課税の種類	課税対象金額
契約者Ⅱ被共済者Ⅱ受取人	夫	夫	妻	相続税	死亡共済金－(500万円×法定相続人の数)
契約者Ⅱ被共済者Ⅱ受取人	夫	夫	法定相続人以外	相続税	死亡共済金(非課税の特典なし)
契約者Ⅱ被共済者Ⅱ受取人	妻	夫	妻	所得税(一時所得)住民税	(死亡共済金*2－当該共済期間の払込掛金*3－50万円)÷2
契約者Ⅱ被共済者Ⅱ受取人	妻	夫	子*1	贈与税	死亡共済金－110万円

※1 子を受取人指定した場合。 ※2 《ずっとあい》終身生命の死亡共済金以外にも一時所得がある場合は加算して計算します。
※3 死亡にともない返戻された共済掛金と、割戻金があった場合は払い込んだ共済掛金から差し引きます。